

第1章 総論

1. 法人税とは

法人税は、会社（法人）の儲けに対して課税される国税である。これを他の税金と比較すると以下ようになる。

摘 要	国 税	地 方 税
直 接 税	法 人 税 所 得 税	道府県民税・市町村民税* 事業税
間 接 税	消 費 税	施設利用税など

* 都民税を含む（以下、本テキストについて同じ。）。また両者を総称して「住民税」という。

直接税：税金を支払う者とその税金の負担者が同一のもの。例えば法人税は法人の利益（所得）に対し課税されるが、その利益を享受しているのは法人自身である。

間接税：税金を支払う者とその税金の負担者が別個のもの。例えば消費税は、消費者（顧客）から事業者（会社など）が一旦税金を預り、これを事業者が納税するが、消費税の負担者は消費者であり、納税する主体とは異なる。

さらに法人税は申告納税方式の税金の一つである。申告納税方式とは法人自ら申告書を作成し、その申告書に記載した税額を納付する方式の税をいう。これに対し、課税行政庁（課税庁）が納付すべき税額を納税者に通知し、これを納付する方式の税を賦課決定方式という。

2. 法人税の性格

法人税をどのように位置づけるかについては（1）法人实在説による場合と（2）法人擬制説による場合に大別される。それぞれの特徴をまとめると次のようになる。

摘 要	法人实在説	法人擬制説
法人の見方	法人自体が自然人と同様、独立した人格を持つ	個人株主の集合体と見る
法人税の位置づけ	所得税との関連はなく、独立した税負担者と捉える	所得税の前払い
法人税率	累進税率	比例税率

(1) 法人実在説

法人は自然人と同じく、それ自体が独立して税を負担する主体として捉え、法人税と所得税はそれぞれ関連性を有しないとする考え方。

(2) 法人擬制説

法人は個人株主の集合体であり、法人と個人の課税関係を一体として捉える考え方。つまり法人の所得は、結局、配当を通じて個人に帰属するわけだから、法人税はその一つ前の段階での課税に過ぎないとし、法人税と所得税の課税を一体的に捉えようとする考え方。

【法人擬制説のイメージ】



わが国の法人税の制度設計は、法人擬制説を基本とし、税の公平性、税収面の観点から法人擬制説をとり得ない局面には法人実在説に立って課税関係を律する構造となっている。

3. 法人の種類

(1) 内国法人と外国法人

法人税法上、法人をまず内国法人と外国法人に区分している。

内国法人

内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう（法法2三）。

外国法人

外国法人とは、内国法人以外の法人をいう（法法2四）。100%外国資本による法人形態をとっていても、日本国内に事業の拠点を有すれば内国法人となる点に注意を要する。

(2) 公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人

さらに法人は公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等及び普通法人に区分される。ただし外国法人に協同組合等の区分はない（普通法人として取り扱われる）。